

長 建 協 発 第 19 号
平成22年 4月12日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

下請建設企業の資金繰り対策について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設投資の減少、建設業に対する金融機関の融資態度の厳格化など、中小・中堅建設企業等が厳しい経営環境に直面している中、国土交通省においては、平成21年度第1次補正予算で措置した補助金を活用した「建設業金融円滑化基金」を財源として、平成21年7月より、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形等債権の期日前の資金化を支援する下請資金繰り事業を開始したところであります。

しかしながら、「平成21年度第1次補正予算の見直し」を受け、当該事業による手形等の買取は平成22年度末日を以て終了し、今後は、同年3月から開始した「下請債権保全支援事業」により、下請建設企業等への金融支援を行うこととなった旨、同省建設流通政策審議官より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、「下請債権保全支援事業」は、下請建設企業等に対し、元請建設企業への債権の支払期日における支払を保証するもので、当該債権を支払期日前に資金化するものではありませんが、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形であって、「下請債権保全支援事業」により支払が保証されたものについては、手形の買取、割引等を行うファクタリング会社等において、下請資金繰り支援事業と同様、手形振出人の倒産等のリスクを負うことなく、支払期日前に手形を資金化することができることとなります。